

# 第4次豊中市総合計画後期基本計画 行政評価指針

令和5年（2023年）9月

都市経営部 経営戦略課



# 目 次

1. はじめに	1
2. 行政評価制度の目的	2
3. 行政評価制度の構成	3
(1) 行政評価制度の基本的な枠組み	3
(2) 政策評価	4
(3) 事務事業評価	5
4. 政策評価における総合計画審議会の役割	6
5. マネジメントサイクルにおける政策評価の位置付け	7

# 1. はじめに

豊中市では、平成 12 年度（2000 年度）から事務事業評価を実施し、個々の事務事業の見直しを行い、業務の効率化に取り組んできました。

また、平成 19 年度（2007 年度）に施行された豊中市自治基本条例第 20 条の規定により、総合計画に基づく行政評価制度を構築し、平成 24 年度（2012 年度）から運用を開始しました。

平成 30 年度（2018 年度）からは第 4 次豊中市総合計画前期基本計画（以下、「前期基本計画」という）に基づく市政運営を推進するとともに、前期基本計画行政評価指針に基づき、P D C A（Plan—計画、Do—実行、Check—評価、Act—改善）サイクルをまわし、進捗状況を評価してきました。

この度、令和 5 年度（2023 年度）から第 4 次豊中市総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という）がスタートしたことに伴い、新たに後期基本計画行政評価指針を策定するものです。

後期基本計画行政評価指針に基づき、これまで同様に P D C A サイクルをまわし、各施策に位置づける「令和 9 年度（2027 年度）末に実現したい状態」の達成に向け、後期基本計画の着実な進行を図ります。

## 2. 行政評価制度の目的

- ◆成果重視の行政運営
- ◆職員間の目的・課題の共有
- ◆説明責任の確保

### ○成果重視の行政運営

- ・「どれだけ仕事をしたか」ではなく「どれだけ成果があがったか」という視点を重視した行政運営を行います。

### ○職員間の目的・課題の共有

- ・行政評価を行うことにより、施策や事務事業の目的と政策をとりまく課題を職員間で共有します。

### ○説明責任の確保

- ・評価結果を公表することで、施策や事務事業の現状について、市民・事業者への説明責任を確保することや、目的・課題を共有することにつながります。

### 3. 行政評価制度の構成

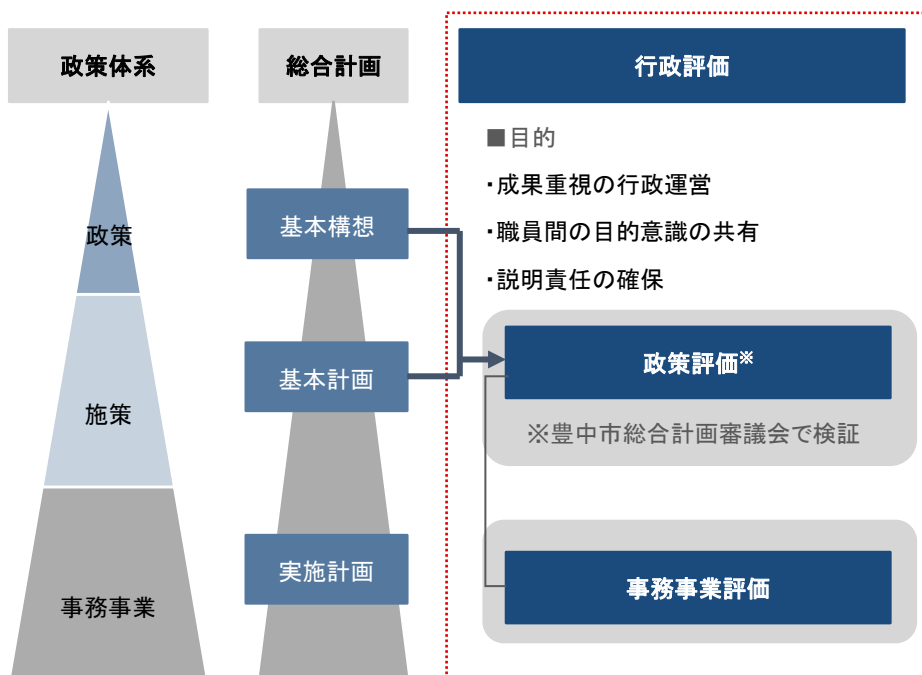
#### (1) 行政評価制度の基本的な枠組み

- ◆ 「政策評価」及び「事務事業評価」で構成
  - ・ 政策評価 ⇒ 総合計画の政策・施策を評価
  - ・ 事務事業評価 ⇒ 個別の事務事業を評価
- ◆ 政策評価については、豊中市総合計画審議会で検証

○行政評価制度は、総合計画の政策・施策を評価する「政策評価」と個別の事務事業を評価する「事務事業評価」で構成します。

○「政策評価」により、総合計画の政策・施策の進捗状況を把握し、その後の展開を定めるとともに、「事務事業評価」により、個別の事務事業について適正化・効率化・質の向上を図ります。

#### 【行政評価の構成】



## (2) 政策評価

【定 義】	「まちの将来像」の実現に向けて、政策・施策がどれだけ進んだかの評価を行うこと
【目 的】	総合計画の進行管理
【対 象】	後期基本計画の16施策及びリーディングプロジェクト
【評 価 者】	施策を担当する部局長
【結果の活用】	政策・施策を改善していくうえでの判断材料とし、その後の「施策の方向性」に沿った取組みへとつなげる

- 後期基本計画では、各施策に「令和9年度末に実現したい状態」と「重要目標達成指標(KGI)」を設定し、どれだけ実現したい状態に近づいているかを基本的な視点として、施策ごとの進行管理を行います。
- 「令和9年度末に実現したい状態」の達成に向けて、各施策に「施策の方向性」を設定し、取組みの方向性を示しています。
- 「重要目標達成指標(KGI)」は、アウトカム(成果)・アウトプット(活動内容や活動量)両方の視点から総合的に実現したい状態を測る主な指標として設定しています。
- 部局長が、重要目標達成指標(KGI)及び取組みに関する分析結果をふまえ、関係する部局と調整したうえで、施策の評価を行います。
- 評価結果は、政策や施策を改善していくうえでの判断材料とし、その後の「施策の方向性」に沿った取組みへとつなげます。また、第5次豊中市総合計画策定の参考とします。

### (3) 事務事業評価

【定 義】	個別の事務事業の費用や効果、効率などを分析し、事務事業の見直しを図ること
【目 的】	事務事業の適正化・効率化・質の向上を図るため
【対 象】	前年度に実施した事務事業
【評 価 者】	事務事業を担当する課の課長
【結果の活用】	担当課における事務事業の見直し業務の管理

- 事務事業評価では、手段や資源配分の観点から前年度に実施した事務事業をふりかえり、事務事業の適正化・効率化・質の向上を図ります。
- 事務事業評価は、事務事業それぞれの活動量を定量的に分析するとともに、必要性や運営方法等、多面的な観点から評価します。
- 事務事業評価の結果については、予算や組織等、行政運営に関する既存の諸制度と関連づけながら活用します。



## 4. 政策評価における総合計画審議会の役割

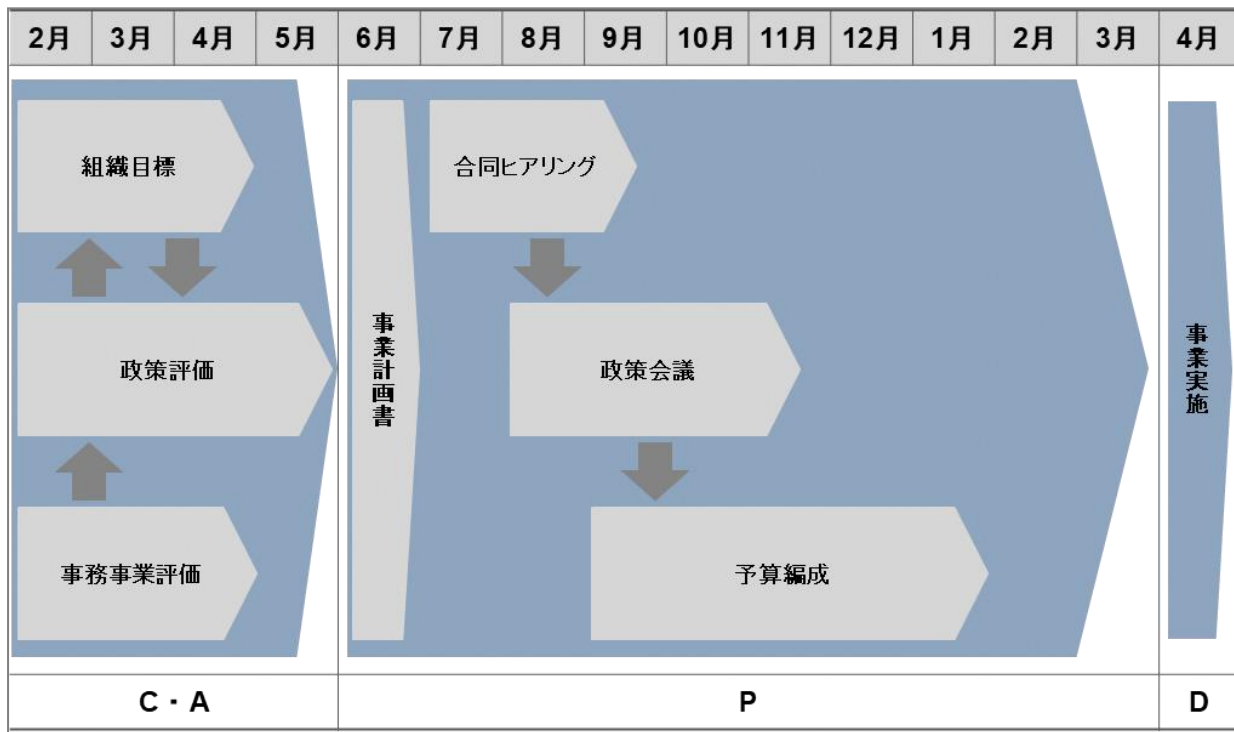
- |          |                           |
|----------|---------------------------|
| 【目 的】    | 政策評価の適正な運用及び客観性の向上        |
| 【委員構成】   | 市民、学識経験者等                 |
| 【対 象】    | 後期基本計画の16施策及びリーディングプロジェクト |
| ※【結果の反映】 | 政策評価の制度の改善                |

○政策評価の適正な運用及び客観性の向上を図るため、取組みの成果や残された課題・今後想定される事項をふまえて、今後の取組みが書かれているか、またそれぞれの内容がわかりやすいものになっているかを分野横断的かつ俯瞰的な視点に立ち、検証を行います。

※審議会による検証を受け、政策評価制度の改善や次年度の評価時の参考とします。

## 5. マネジメントサイクルにおける政策評価の位置付け

【マネジメントサイクルイメージ】



○政策評価結果は、政策の進捗把握や市政運営を進めるうえで施策の優先を決める判断材料として活用します。

○次年度の事業計画・予算編成などに十分反映できるよう、政策評価結果を5月末に仮策定を行い、事務事業評価とあわせて8月末に公表します。